消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十九号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）附則第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第五十四条第一項第二号に定める主務大臣は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日前においても同法第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（以下「新消安法」という。）第二条第四項の政令の制定の立案のために、新消安法第四十七条第一項の規定の例により、消費経済審議会に諮問することができる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　齋藤　健

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百号

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十号まで」を「第二十一号まで」に、「掲げる資金と」を「定める資金と」に改め、同条第二号中「掲げる資金（資本市場からの調達が困難なものに限る。）」を「定める資金」に改め、同条第十号を削り、同条第十一号中「第十七号」を「第十六号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号中「第十八号及び第二十号」を「第十九号及び第二十一号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第十三号を第十二号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、同号の前に次の二号を加える。

十七　沖縄において農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号。以下この号及び次号において「スマート農業技術活用促進法」という。）第八条第三項に規定する認定生産方式革新実施計画に従つてスマート農業技術活用促進法第七条第五項第二号に規定する生産方式革新事業活動を行うスマート農業技術活用促進法第八条第三項に規定する認定生産方式革新事業者であつて、次に掲げる者に該当するもの　食料の安定供給の確保又は農業の持続的かつ健全な発展に資する長期的かつ低利の資金で、当該認定生産方式革新実施計画に従つて行われる当該生産方式革新事業活動を行うために必要なものとして主務大臣の指定するもの（次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものに限る。）

イ　スマート農業技術活用促進法第十二条第一項第一号に掲げる者　他の金融機関が融通することを困難とする資金であつて、その者が資本市場から調達することが困難なもの

ロ　スマート農業技術活用促進法第十二条第一項第二号に掲げる者　他の金融機関が融通することを困難とする資金

ハ　スマート農業技術活用促進法第十二条第一項第三号に掲げる者　他の金融機関が融通することを困難とする資金であつて、その償還期限が十年を超えるもの

十八　沖縄においてスマート農業技術活用促進法第十六条第一項に規定する認定開発供給事業を行うスマート農業技術活用促進法第十四条第一項に規定する認定開発供給事業者であつて、次に掲げる者に該当するもの　食料の安定供給の確保又は農業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定開発供給事業（スマート農業技術活用促進法第二条第五項に規定するスマート農業技術等の開発を行う事業及び当該事業の効率的な実施を図るため当該事業と併せて行う合併等の措置（同項に規定する合併等の措置をいう。）を除く。）を行うために必要なものとして主務大臣の指定するもの（次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるものに限る。）

イ　スマート農業技術活用促進法第十八条第一項第一号に掲げる者　他の金融機関が融通することを困難とする資金であつて、その者が資本市場から調達することが困難なもの

ロ　スマート農業技術活用促進法第十八条第一項第二号に掲げる者　他の金融機関が融通することを困難とする資金

附　則

（施行期日）

1　この政令は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

（地方税法施行令の一部改正）

2　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の十八第二項第四号及び第五十六条の二十八第二項第二号中「及び第十四号から第十六号まで」を「、第十三号から第十五号まで、第十七号及び第十八号」に改める。

附則第七条第十四項中「第十号又は第十四号から第十六号まで」を「第十三号から第十五号まで、第十七号又は第十八号」に改める。

附則第十一条第四十項第四号中「第十号、第十二号から第十六号まで及び第十九号」を「第十一号から第十五号まで、第十七号、第十八号及び第二十号」に改める。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務大臣　松本　剛明

財務大臣　鈴木　俊一